

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 興生会 押川病院 グループホーム 和 (以下「事業所」という)が行う、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び

機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所は、利用者の認知の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行います。
- 2 事業所は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活が送ることが出来るよう配慮します。
- 3 事業所は、認知症対応型共同生活介護 (以下「介護計画」という) に基づき、漫然かつ画一的なものにならないように配慮します。
- 4 共同生活における従業者は、指定認知症対応型共同生活介護サービス(以下「サービス」という)の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその代理人に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業所自ら、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 押川病院 グループホーム 和
- (2) 所在地 宮崎県小林市野尻町東麓 1132 番地 9
- (3) 電話番号 0984-21-6266
- (4) 事業所番号 4 5 7 1 8 0 0 3 0 1

(定員)

第4条 グループホーム和の入所定員は9名とする。

(職員の職種及び職務内容)

第5条 本事業に勤務する職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 (介護支援専門員) 認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画 (以下「介護計画」という。) の作成や連携する

医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 介護職員は、介護計画に基づき利用者に対して入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活が営むことができるようその心身の状況に応じ、自立に向けた生活全般にわたる援助を行う。

(介護計画の作成)

第6条 計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれた環境を踏まえて、介護職員との協議の上、援助の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した介護計画を速やかに作成し、本人と家族への説明及び同意を得て交付するものとする。

2 また、介護計画作成後においても、その実施状況を把握し、必要に応じて介護計画を変更する。変更後は、本人・家族への説明及び同意を得て交付する。

3 入居者に対して、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(介護の内容)

第7条 サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、衣服の着替え、整容などの介護
- (2) 日常生活の中での機能訓練
- (3) 相談、援助
- (4) 見守り、誘導等の介護
- (5) 趣味、嗜好に応じた活動支援
- (6) 家族との交流支援
- (7) その他の日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助

(利用料金等)

第8条 本事業所が提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 食費 1000 円/日
- ② 家賃 800 円/日
- ③ 共益費 5000 円/月
- ④ その他通常必要となる費用で入所者が負担することが適当と認められる費用については、

すべて自己負担であり、入所者及びその家族の同意の上で徴収する。(実費)

(例) おむつ代、理美容代、嗜好品等

2 居室利用料金につきましては、月の途中の入退所は、日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、口座引落又は指定期日までの現金納付及び指定口座振込のいずれかで行う。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第9条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

(内容及び利用手続きの説明及び同意)

第10条 事業所は、サービスの提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営

規程の概要、職員の勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得る。

(入居対象者)

第11条 利用者が次の各号に適合する場合、事業所の利用ができる。

- ① 要支援2、要介護1～5の被認定者であり、かつ認知症の状態であるという医師からの認定があること。
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害のおそれがないこと
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤ 重要事項説明書に記載する事業所の運営方針に賛同した上で、認知症対応型共同生活介護契約条項を承認できること。

(秘密保持等)

第12条 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するとともに、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後に於いても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約事

項の内容に記すものとする。

(個人情報の保護)

第13条 本事業所では、入居者の個人情報を取り扱う際には個人情報保護の方針の下、その利用目的を限定し、あらかじめ入居者及び代理人、家族の同意を得ることとする。

(苦情処理)

第14条 入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第15条 入居者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難など適切な措置を講ずる。

また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、

災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り避難訓練を行う。

(衛生管理等)

第17条 本事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講ずることとする。

(掲示)

第18条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスに選択に資する重要事項を掲示、又は閲覧出来るようにすることとする。

(緊急時の対策)

第19条 利用者に容態の変化等があった場合は、家族等へ連絡すると共に、医師あるいは協力医機関に連絡し、医師の指示に従うこととする。

(事故発生時の対応)

第20条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、適切な措置を講ずるものとする。

2 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、事業所の責に帰すべからず事由による場合はこの限りではない。

(身体拘束の禁止)

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 前項の規定による緊急止むを得ない身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、態様と期間内においてのみ行うことができる。

3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。

(虐待等の禁止)

第22条 職員は利用者に対し、精神的、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の言動を行ってはならない。

2 事業所は、人権擁護と高齢者虐待防止のための指針を整備します。

- 3 事業所は、成年後見人制度の利用を支援します。
- 4 事業所は、従業者に対し、人権擁護と高齢者虐待防止の委員会の開催及び啓発するための研修を定期的に行います。
- 5 サービス提供中に、従業者又は養護者(家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(運営推進会議)

第23条 事業者は、利用者及び市町村職員並びに地域住民の代表者に対し、提供するサービス内容等を明らかにすると共に地域との連携を保ち、更にはその提供するサービスの

質の確保及び向上を図る事を目的として運営推進会議を設置して2ヶ月に1回程度開催するものとする。

(記録簿の整備)

第24条 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録簿の整備を行い指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する諸記録簿等の整備については、完結の日から2年間保管する。

(その他)

第25条 この規程に定める事項の外、管理及び運営に関する重要事項は医療法人興生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規程は、平成16年1月5日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から改定し施行する。

この規程は、平成30年10月1日から改定し施行する。

この規程は、令和3年4月1日から改定し施行する。

この規程は、令和5年4月1日から改定し施行する。

この規程は、令和5年12月1日から改定し施行する。